

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて

総務省消防庁では、消防団員の確保に向け、「消防団員の報酬等の基準」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知。以下「基準」という。）を策定し、地方公共団体と連携しながら消防団員の処遇改善に取り組んでいるところです。この基準には、報酬等の団員個人への直接支給もその内容に含まれているところであり、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査の結果等について」（令和4年4月28日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）において、消防団や分団の運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人へ直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めるようなことは、その趣旨を逸脱するものであり、早急に是正するよう通知したところです。

報酬等の団員個人への直接支給が未対応の市町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。）においては、是正に向けた取組みを進めていただいているものと承知していますが、この点に関して、改めて言うまでもなく、消防団の幹部が、団員の預金通帳・キャッシュカード・届出印等（以下「通帳等」という。）を預かり、預金を引き出す行為は、基準の趣旨を大きく逸脱するものです。

各市区町村におかれましては、管内の消防団でこうした行為が行われていないか確認いただき、万が一こうした行為を把握した場合には、直ちに是正していただきますようお願いいたします。

なお、こうした行為のうち、他人になりすまして銀行等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることを目的として通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受ける行為については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条第1項の規定に抵触するおそれがあるものですので、申し添えます。

さらに、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであり、まずは団員全体で議論していただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、域内の市区町村に対して、本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

**【連絡先】**

総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室  
青野、高田、野崎、早川

TEL: 03-5253-7561

E-mail: syobodan@ml.soumu.go.jp